

下記の設計業務委託について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成28年7月29日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

平成28年度日本平山頂シンボル施設展示設計業務委託

### (2) 業務内容

日本平山頂シンボル施設内の展示基本設計及び実施設計

### (3) 履行期限

平成29年3月17日（金）

### (4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、5,400,000円（消費税込み）とする。

## 2 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件を満たすこと。

なお、資格要件の確認基準日は、参加表明書の提出日とし、契約締結までの期間に応募者が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結はできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (5) 最近1年間の国税又は地方税の滞納をしている者でないこと。
- (6) 静岡県及び他の自治体等からの入札参加停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体でないこと。
- (8) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものをいう。以下同じ。）である者でないこと。
- (9) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。）が暴力団員等である者でないこと。
- (10) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用をしているものでないこと。

- (11) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者でないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。
- (13) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (14) 本業務に関する審査委員会の委員本人又は委員が属する企業及びその関連会社でないこと。なお、関連会社の定義は、以下によるものとする。

ア 本業務に係る審査委員会の委員本人又は委員が属する企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 本業務に係る審査委員会の委員本人又は委員が属する企業が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

ウ 本業務に係る審査委員会の委員本人又は委員が属する企業の代表権を有する役員が当該業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

- (15) 平成23年4月1日以降に、元請として完了した歴史資料館又は博物館に関する同種・類似業務実績を有すること。

※ 同種業務とは、歴史資料館に関する展示内容の検討を含む展示設計業務を、類似業務とは博物館に関する展示設計業務を指すものとし、リニューアルの実績は含まないものとする。

- (16) 平成23年4月1日以降に完了した業務において、同種業務又は類似業務のいずれかの業務の実績を有する総括責任者及び担当技術者を当該業務に配置できること。
- (17) 総括責任者又は担当技術者は一級建築士であること。
- (18) 総括責任者及び担当技術者は、参加表明書提出者の組織に属していること。

### 3 事務局、募集要項の配布等

- (1) 事務局

静岡県文化・観光部観光交流局観光政策課施設班

所在地 〒420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号 静岡県庁東館11階

電話番号 054-221-2541

FAX番号 054-221-3627

電子メールアドレス kankou2@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県文化・観光部観光交流局ホームページURL

<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-210/sekkei-proposal.html>

- (2) 募集要項等の配布期間

平成28年7月29日（金）から平成28年8月26日（金）午後3時まで

- (3) 入手方法

静岡県文化・観光部観光交流局ホームページに掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

### 4 質問書の受付及び回答

- (1) 提出期間

平成28年7月29日（金）から平成28年8月5日（金）午後3時まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

募集要項に基づき様式7号「質問書」を作成し、FAX又は電子メールにて提出すること。なお、送信後は確認のため提出先まで電話連絡すること。（電話連絡は、受付期間中の土曜日・日曜日を除く午前8時30分から午後3時までの間に限る。）

(4) 回答

平成28年8月10日（水）までに、静岡県文化・観光部観光交流局ホームページに掲載する。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 提出期限

平成28年8月12日（金）午後3時 必着

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

原則として郵送すること。郵送の場合は、封筒等の表面に、必ず「日本平山頂シンボル施設展示設計業務公募型プロポーザル参加表明書」と朱書きにより明記すること。提出先へ持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後3時までとする。

6 審査提出図書の提出

(1) 提出期限

平成28年8月26日（金）午後3時 必着

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

原則として郵送すること。郵送の場合は、封筒等の表面に、必ず「日本平山頂シンボル施設展示設計業務公募型プロポーザル提出図書」と朱書きにより明記すること。提出先へ持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後3時までとする。

7 審査方法等

特定に係る審査は、以下の委員による日本平山頂シンボル施設展示設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行う。

（敬称略、委員長以下五十音順）

役職	氏名	職名
委員長	難波 喬司	静岡県副知事
委員	磯村 克郎	静岡文化芸術大学教授
委員	木下 直之	東京大学教授

委員	遠山 敦子	公益財団法人トヨタ財団理事長
委員	渡邊 妙子	公益財団法人佐野美術館館長

## 8 審査

提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容の効果、経済性、実現性及び独創性、並びに、設計業務の実施方針、実施体制、設計チームの特徴、取組意欲を総合的に評価し、最優秀者及び優秀者の各1者を特定する。

応募者が多数の場合は、前述の審査に先立ち、提案内容の効果、経済性、実現性及び独創性等の観点から審査対象を5者程度選定し、応募者全員に平成28年9月7日（水）までに文書で通知する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## 9 特定結果の通知

審査対象の応募者全員に平成28年9月30日（金）までに文書で通知する。なお、特定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## 10 随意契約に係る見積書の徴取

静岡県知事は、審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合には、優秀者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

## 11 提出図書の取扱い

- (1) 提出後の参加表明書及び審査提出図書の追加、修正は認めない。
- (2) 審査提出図書に記載された技術者は、本業務に係る設計が終了するまで、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該技術者と同等以上の技術者であると静岡県が認める者でなければならない。
- (3) 参加表明書及び審査提出図書は返却しない。また、参加表明書及び審査提出図書は、選定及び特定以外に応募者に無断で使用しない。
- (4) 参加表明書及び審査提出図書は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提案書の著作権は応募者に帰属する。
- (6) 提案書は、審査後適当な方法による公開展示、作品集としての出版、映像記録集並びに記念品・広報活動用品の作成及び販売において使用することがある。この場合の使用料は無償とする。

## 14 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 本要項の応募資格要件を満たさない者
- (2) 参加表明書及び審査提出図書を提出期限までに提出しない者、プレゼンテーションに出席しなかった者又は正当な理由がなく指定した時刻に遅れた者
- (3) 参加表明書及び審査提出図書に虚偽の記載をした者
- (4) 提案書において本要項に違反する表現をした者
- (5) 本プロポーザルにおける告示をした以後、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めた

者

- (6) その他審査委員会が不適格と認めた者

15 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 参加表明書及び審査提出図書の作成及び提出に要した費用、旅費、その他このプロポーザル参加に要した費用は、応募者の負担とする。
- (5) 静岡県は、設計業務契約締結者の提案を尊重するものとするが、設計業務の過程において、シンボル施設建築設計受託者やアドバイザー等との協議などにより、設計図書の変更を求めることがある。
- (6) 審査提出図書の提出は、1者につき1案とする。
- (7) 参加表明書及び審査提出図書の作成のために静岡県から受領した資料は、静岡県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (8) 公正なプロポーザルが確保できないと判断される場合は、公募を中止することがある。
- (9) 詳細は「日本平山頂シンボル施設展示設計業務公募型プロポーザル募集要項」による。